

産業環境委員会陳情説明資料

令和 7 年 1 0 月 9 日

件名		頁
(1)	受理番号 8 地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)	受理番号 9 足立ブランド認定と認定企業への支援の仕組みの改善を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	5

(産業経済部)

件 名	受理番号 8 地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情												
所管部課名	産業経済部 産業政策課												
陳情の要旨	国会等に対し、下記項目の意見書を提出していただきたい。 (1) 地方消費者行政強化交付金の延長と、消費生活相談員の人件費に充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すること。 (2) P I O－N E T刷新及び消費生活相談のデジタル化に生じる費用を国において措置すること。 (3) P I O－N E T等、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務は、地方財政法第 1 0 条を改正して国の恒常的な財源措置を検討すること。												
陳情者等	請願文書表のとおり												
内容及び経過	1 地方消費者行政強化交付金について (1) 目的 地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。 (2) 施行 平成 3 0 年 3 月 2 8 日 (3) 交付金の概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>推進事業</th><th>強化事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td><td>1 0 / 1 0</td><td>5 / 1 0</td></tr> <tr> <td>事業メニュー</td><td>消費生活センター等の整備、消費生活相談員の新規・増員、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業等</td><td>消費者教育や啓発の取組み、SDG s への取組み、消費生活相談員のレベルアップ事業等</td></tr> <tr> <td>交付期間</td><td>最長で令和 9 年度まで ※ 原則として平成 2 9 年度までに立ち上げた新規事業に対して原則 7 年活用できる（条件を満たす小規模自治体は、最長 1 1 年まで活用できる）。</td><td>終了時期は示されていない。</td></tr> </tbody> </table> ※ 推進事業について、消費者庁は令和 8 年度予算概算要求の中で、令和 7 年度に推進事業を活用している自治体の活用期間を事実上令和 1 1 年度まで延長する方針を明らかにしている。		推進事業	強化事業	補助率	1 0 / 1 0	5 / 1 0	事業メニュー	消費生活センター等の整備、消費生活相談員の新規・増員、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業等	消費者教育や啓発の取組み、SDG s への取組み、消費生活相談員のレベルアップ事業等	交付期間	最長で令和 9 年度まで ※ 原則として平成 2 9 年度までに立ち上げた新規事業に対して原則 7 年活用できる（条件を満たす小規模自治体は、最長 1 1 年まで活用できる）。	終了時期は示されていない。
	推進事業	強化事業											
補助率	1 0 / 1 0	5 / 1 0											
事業メニュー	消費生活センター等の整備、消費生活相談員の新規・増員、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業等	消費者教育や啓発の取組み、SDG s への取組み、消費生活相談員のレベルアップ事業等											
交付期間	最長で令和 9 年度まで ※ 原則として平成 2 9 年度までに立ち上げた新規事業に対して原則 7 年活用できる（条件を満たす小規模自治体は、最長 1 1 年まで活用できる）。	終了時期は示されていない。											

2 足立区における地方消費者行政強化交付金の交付額等について

(1) 令和6年度の交付状況

ア 交付金総額

1, 247千円

イ 事業別内訳

	推進事業	強化事業
補助率	10 / 10	5 / 10
交付額	0円	1, 247千円

※ 推進事業については、対象となる事業メニューに対して令和4年度まで交付金を活用していたが、いずれも活用期間を満了したため、令和5年度以降は交付実績なし。

(2) 令和6年度強化事業における交付金対象経費

ア 配慮を要する消費者の相談・見守り体制の確保 1, 434千円
(テレビ通訳サービス、啓発グッズ等)

イ 若者への消費者教育・啓発への取組 687千円
(新成人向け啓発はがき、啓発リーフレット送付等)

ウ エシカル消費の普及啓発への取組 252千円
(啓発グッズ、展示パネル作成等)

エ 相談員のレベルアップ研修 121千円

(3) 消費生活相談員の人件費への交付金活用について

消費生活相談員の人件費は、推進事業において新規設置や増員による経費増が交付金の対象となる。足立区では、前身となる地方消費者行政活性化交付金設立当初(平成21年度)から現在に至るまで、相談員の増員を実施していないため、交付金の対象外となっており、活用実績はない。

※ 消費生活相談員(現在7名)の人件費：年間31, 065千円

3 P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワークシステム)の刷新について

(1) P I O - N E Tについて

国民生活支援センターと全国の消費者センターをネットワークで繋ぎ、消費者行政において消費者被害の防止、被害救済に役立てるために構築されたシステムで、5年ごとに刷新・機能強化がされてきた。

(2) P I O - N E Tの刷新内容について

令和8年10月に刷新・機能強化が予定されている内容は、サイト内にトラブル解決の参考情報を掲載することで、消費者トラブルの自己解決の支援を行い、相談内容の記録や相談処理の参考情報共有を行う。

(3) P I O - N E Tの刷新にかかる費用について

端末については全庁で使用している文書端末を使用するため、現状費用負担は発生しない。

4 消費者生活相談のデジタル化について

現在、相談員は、相談を受けた時点で相談内容をP I O－N E Tに入力している。入力した情報に基づいて、過去の相談内容を検索するほか、相談内容の傾向や相談者の属性等の把握等に活用している。

5 地方財政法第10条について

(1) 概要

法令に基づいて地方公共団体に義務付けられた事務で、国と地方公共団体相互の利害に関係があつて円滑な運営を必要とするものについて、国が経費を負担するべき事務を列挙している。

(2) 地方財政法第10条で列挙されている事務

義務教育の職員給与や建物の建築経費、生活保護に要する経費、感染症の予防に要する経費、身体障害者の更生援護に要する経費、女性相談支援センターに要する経費、知的障害者の援護に要する経費、児童手当・児童扶養手当に要する経費 など34項目が規定。

件 名	受理番号 9 足立ブランド認定と認定企業への支援の仕組みの改善を求める陳情							
所管部課名	産業経済部 産業振興課							
陳情の要旨	足立ブランド認定と認定企業への支援の仕組みを改善し、足立区に縁のある事業者の活性化をより広げるよう求める							
陳情者等	請願文書表のとおり							
内容及び経過	1 「足立ブランド」事業について 区内産業の優れた製品・技術を認定し、その素晴らしさを全国にPRしネットワークを広げていくことで、区内産業のより一層の発展と足立区のイメージアップを図ることを目的に平成19年度から開始した事業。							
	2 足立ブランド再認定の実施について 事業開始から17年が経過し、社会情勢や認定企業の状況に変化が生じていることから、令和6年度より新たな認定基準（下表参照）に基づく再認定選考を実施している。 (1) 認定基準表							
		<table><tr><th>選考</th><th>認定基準（審査項目）</th></tr><tr><td rowspan="3">1 次選考 【書類】</td><td>1 製造業もしくは製造小売か、区内に生産関連現場の実態があるか ① 非製造業と食品製造業は対象外 ② 取扱製品の主たる生産関連現場が区内に無い場合は対象外 2 地域で活躍する優れた製品・技術を持つ企業か ① 地域性の乏しいあるいは企業主の顔の見えにくい大型企業等は対象外（経営者や後継者が、区内工場で常駐的に事業活動や生産等に従事しているか） 3 企業の信頼性、これまでの実績 ① 財務状況及び労務管理の状況 ② 区内産業の発展、地域社会やSDGsでの貢献度</td></tr><tr><td rowspan="2">2 次選考 【書類】 【企業訪問】</td><td>4 取扱製品や技術・技能の「優秀性」「先駆性」「独自性」「物語性」 ① 認定技術・製品の「優秀性」「独自性」等の継続状況、製品・技術開発に取り組んでいるか ② 企業としての生産体制や品質管理体制の構築 5 ブランド活動展開の可能性 ① 足立ブランドを引立てる魅力ある企業（技術製品か） ② 足立ブランド事業の主旨に賛同し、全体会やPR等の協働活動に参加したか</td></tr></table>	選考	認定基準（審査項目）	1 次選考 【書類】	1 製造業もしくは製造小売か、区内に生産関連現場の実態があるか ① 非製造業と食品製造業は対象外 ② 取扱製品の主たる生産関連現場が区内に無い場合は対象外 2 地域で活躍する優れた製品・技術を持つ企業か ① 地域性の乏しいあるいは企業主の顔の見えにくい大型企業等は対象外（経営者や後継者が、区内工場で常駐的に事業活動や生産等に従事しているか） 3 企業の信頼性、これまでの実績 ① 財務状況及び労務管理の状況 ② 区内産業の発展、地域社会やSDGsでの貢献度	2 次選考 【書類】 【企業訪問】	4 取扱製品や技術・技能の「優秀性」「先駆性」「独自性」「物語性」 ① 認定技術・製品の「優秀性」「独自性」等の継続状況、製品・技術開発に取り組んでいるか ② 企業としての生産体制や品質管理体制の構築 5 ブランド活動展開の可能性 ① 足立ブランドを引立てる魅力ある企業（技術製品か） ② 足立ブランド事業の主旨に賛同し、全体会やPR等の協働活動に参加したか
	選考	認定基準（審査項目）						
	1 次選考 【書類】	1 製造業もしくは製造小売か、区内に生産関連現場の実態があるか ① 非製造業と食品製造業は対象外 ② 取扱製品の主たる生産関連現場が区内に無い場合は対象外 2 地域で活躍する優れた製品・技術を持つ企業か ① 地域性の乏しいあるいは企業主の顔の見えにくい大型企業等は対象外（経営者や後継者が、区内工場で常駐的に事業活動や生産等に従事しているか） 3 企業の信頼性、これまでの実績 ① 財務状況及び労務管理の状況 ② 区内産業の発展、地域社会やSDGsでの貢献度						
2 次選考 【書類】 【企業訪問】		4 取扱製品や技術・技能の「優秀性」「先駆性」「独自性」「物語性」 ① 認定技術・製品の「優秀性」「独自性」等の継続状況、製品・技術開発に取り組んでいるか ② 企業としての生産体制や品質管理体制の構築 5 ブランド活動展開の可能性 ① 足立ブランドを引立てる魅力ある企業（技術製品か） ② 足立ブランド事業の主旨に賛同し、全体会やPR等の協働活動に参加したか						

③ 「ワーク・ライフ・バランス」「健康経営」「ユニバーサルデザイン」等の実績

6 企業訪問による現地調査

(2) 令和6年度再認定の結果

対象企業	辞退企業	再認定企業	非認定企業
7社	2社	4社	1社【理由：(3)参照】

(3) 非認定の理由

- ① 現在、製造機械をすべて処分しており、製造拠点が無い。
- ② 得意とする技術・製品の分野は大手企業の参入が多く、競争が激しい領域なので、どのように差別化して、シェアや売上を確保していくか非常に難しく、将来にわたり競争力を保持していくことは難しい。
- ③ 認定当初は製品の開発が評価されたが、十数年が経過し、現時点で製造過程に関わる設備や職人が充足していると認められない。
- ④ 商品開発を進めているが、現段階では実質一人でやっており、商品化実現が困難である。

3 F C足立交流会について

足立ブランド認定企業で構成された任意団体。情報共有、対外PRなどの部会を設け、講演会や勉強会などを実施して自主的に活動している。

「F C足立」(Free Company＝自由なつながり、自由な仲間)

4 F C足立交流会規約違反との記載について

令和6年度役員改選にあたり、根拠となる下記規約解釈について、会員(足立ブランド認定企業)内で意見が分かれたため、会員投票を実施。

投票の結果、下記ア意見①の解釈を採用し、役員改選を実施した。

(役員の選任) ※抜粋

第七条 「F C足立」に会長(1名)及び副会長(2名)を置き、会員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが2期までとする。

ア 意見①

会長、副会長は同じ役職での再任は2期まで。会長が副会長、副会長が会長になることは問題ない。

イ 意見②

会長、副会長はいずれも役員であり、再任は2期まで。現副会長が会長になることは規約違反。